

指名停止措置状況

業者名	指名停止期間	指名停止理由	備考
株式会社ウエダ建設	令和8年9月1日から 令和9年1月31日まで(5か月)	兵庫県丹波県民局長から建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止処分を受けたため。	たつの市入札指名停止基準別表第2中 9(2)イ適用
淡路土建株式会社	令和8年8月7日から 令和8年9月6日まで(1か月)	兵庫県淡路県民局洲本土木事務所発注の洲本海岸安乎中川原地区護岸修繕工事において、安全管理の措置が不適切であったために工事関係者に死亡者を生じさせたため。	たつの市入札指名停止基準別表第1中 9(1)適用
株式会社竹中土木	令和8年7月15日から 令和8年8月14日まで(1か月)	近畿内の一般工事等に関し、当該事業者の社員が労働安全衛生法違反により略式命令を受けたため。	たつの市入札指名停止基準別表第2中 10(4)ウ適用
株式会社佐々木組	令和8年4月9日から 令和8年7月8日まで(3か月)	当該事業者及び当該事業者の役員が刑法の規定による罰金刑を宣告されたため。	たつの市入札指名停止基準別表第2中 11(1)適用